データ資料40 水質汚濁防止法に基づく業種別特定事業場数(18年3月末現在)

データ資料	40 水質汚濁防止法												
法 施 行 令		水質汚濁				づくもの				適用 を受ける 平均排水量が			<u> </u>
別表第1の番号	業種名又は特定施設名	30又は5	Dm ³ /日	30又は50	Dm ³ /日	小	計	30m ³ /	日	30m ³ /	日	小	計
1	鉱業	未満の	もの	以上の	もの	1		未満の	もの	以上の	もの		
102	畜産農業	318				318							
<u>2</u> 3	畜産食料品製造業 水産食料品製造業	39 84		13 1		52 85				6 1		6 1	
4	保存食料品製造業	158		7		165		1		5		6	
6	<u>みそ・醤油等製造業</u> 小麦粉製造業	62		5		67							
7	砂糖製造業 パン・菓子製造業	28		4		32				3		3	
9	米菓製造業	20				20						3	
10 11	<u>飲料製造業</u> 動物系飼料等製造業	58 4		10		68 6				4		4	
12	動植物油脂製造業	5				5							
13 14	イースト製造業 でん粉製造業	2				2							
15 16	ぶどう糖等製造業 めん類製造業	63		3		66				2		2	
17	豆腐等製造業	259		4		263				2		2	
18 18の2	インスタントコーヒー製造業 冷凍調理食品製造業	2		2		4				1		1	
18の3 19	たばこ製造業 紡績業等	338 (6)	22 (5)	360 (11)			13 (5)	13 (5)
20	約線業寺 洗毛業	1	0)	,		1				ì			
21 21の2	化学繊維製造業 一般製材業等			2 (1)	2 (1)			1 (1)	1 (1)
21の3	合板製造業	1		1		2							
21の4 22	パーティクルポード製造業 木材薬品処理業	4 (3)			4 (3)						
23	パルプ・紙等製造業 新聞・出版・印刷・製版業	27 15 (2)	1 (1)	27 16 (3)			1 (1)	1 (1)
23の2 24	化学肥料製造業	15 (1)	1 (1)	2 (2)			1 (1)	1,	
25 26	か性ソーダ等製造業 無機顔料製造業												
27	その他無機化学工業製品製	6 (5)			6 (5)						
28 29	カーパ <u>(小法アセチン)誘導品製造業</u> コールタール製品製造業	1				1							
30 31	発酵工業 メタン誘導品製造業	1		1		1			-				
32	有機顏料等製造業	1 (1)			1 (1)						
33 34	合成樹脂製造業 合成ゴム製造業	2 (1)	1		3 (1)			1		1	
35	有機ゴム薬品製造業												
36 37	合成洗剤製造業 その他の石油化学工業												
38 39	石けん製造業 硬化油製造業												
40	脂肪酸製造業												
41 42	香料製造業 ゼラチン・にかわの製造業												
43	写真感光材料製造業	1		1		1				1		1	
44 45	天然樹脂製品製造業 木材化学工業					1							
46 47	その他有機化学工業製品製 医薬品製造業	4 (1)	4 (1)	8 (5 (2)			3 (1)	3 (1)
48	火薬製造業	1		.,		- 01	1						
49 50	<u>農薬製造業</u> 試薬製造施設	1 (1)			1 (1)						
51	石油精製業												
51の2 51の3	自動車用タイヤ等製造業 医療用ゴム製品等製造業												
52 53	<u>皮革製造業</u> ガラス等製造業	7 (3)	4 (4)	11 (7)						
54	セメント製品製造業	45 (42)	1 (1)	46 (43)			0.4	4.	2.1	
55 56	生コンクリート製造業 有機質砂かべ材製造業	80 (52)	4 (1)	84 (53)			2 (1)	2 (1)
57	人造黒鉛電極製造業	1 /	1)			1 /	1)						
56 58	有機質砂かべ材製造業 窯業原料精製業	1 (1)			1 (
59 60	砂石業 砂利採取業	8 (48 (1)	2		9 (50 (1)			1		1	
61	鉄鋼業	ì										<u> </u>	_
62 63	非 <u>鉄金属製造業</u> 金属製品製造業	3 (2) 5)	8 (6)	3 (2)			2 (1)	2 (1)
63 0 2	空びん卸売業 石炭を燃料とする火力発電	5		1		6				1		1	
63の3 63の3	石炭を燃料とする火力発電			1 (1)	1 (1)						
64 64の2	ガス供給業水道施設	1 (1)	6		1 (16	1)	2		6		8	
65	酸・アルカリ表面処理施設	65 (27)	18 (14)	83 (41)			10 (8)	10 (8)
66 66の2	電気メッキ施設 旅館業	11 (1410	7)	5 (67 (5) 1)	16 (1477 (12)			23	2)	23	2)
66の3 66の4	共同調理場 弁当仕出・製造業	5 17		2 11		7 28				2 5		2 5	
66の5	飲食店	22 (1)	23 (1)	45 (2)			9		9	
66の6 66の7	主食を提供しない飲食店 料亭、バー、キャバレー等												
67	洗たく業	406 (42 (23)	9 (1)	415 (24)	4 (1)	4 (1)	8 (2)
68 68の2	写真現像業 病院(300床以上)	9	۷)	5 (1)	42 (14 (1)			5 (1)	5 (1)
69 69の2	と畜業 中央卸売市場												
69	解体施設	2				2							
69の3 70	地方卸売市場 廃油処理施設			11		1							
70の2 71	自動車分解整備事業 自動式車両洗浄施設	7 (450	1)	2 (1)	7 (452 (1)	1		1 (1)	2 (1)
71の2	試験研究機関	63 (46)	12 (9)	75 (55)	1 (1)	5 (4)	6 (5)
71の3 71の4	一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設	14 (7)	1 2 (1)	15 (8 (7)			1		1	
71004 71005	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は	18 (16)	2 (1)	20 (17)						
•>•	ジクロロメタンによる洗浄施設	10 (10)	۷ (')	20 ('')						
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は ジクロロメタンの蒸留施設	<u></u>								<u></u>			
72 73	し尿処理施設 下水道終末処理施設	9 (2)	142 (39 (5) 15)	151 (39 (7) 15)	2 (2)	46 (2)	48 (4)
74	共同排水処理施設	5		4	10)	9							
指定地域特定施設 合	分化槽(201~500人槽) 計	135 (4434 (1) 265)	126 585 (78)	261 (5019 (1) 343)	11 (4)	1 172 (29)	183 (33)
	型		_	_		_		に分けてし			23)	103 (აა)

⁽注) 1 淀川流域以外の特定事業場については、5 0 m³ / 日以上のものとそれ未満のものとに分けています。 2 ()内の数は有害物質を排出するおそれのあるもので、内数です。 3 指定地域特定施設は、淀川流域のみに係るものです。